

「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の留意事項について」 (平成17年5月2日付け厚生労働省医政局長通知)の改正案の概要

1. 改正の趣旨

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の5及び第6条の6の規定により、医業や医療機関が行う広告に「診療科名」を用いる場合には、厚生労働大臣の許可を受けることとされており、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第1条の10第2項において、麻酔科の許可を与える場合の審査基準を定めている。
- この審査基準については、則第1条の10第2項第1号において、「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことができる病院又は診療所において、2年以上修練」することを規定しているところ、「十分な修練」の具体的内容を定める「麻酔科標榜許可の審査に係る医療法施行規則の留意事項について」(平成17年5月2日付け厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)を改正し、医療現場に即した審査基準の明確化を図る。

2. 改正の内容

- 現行の局長通知において、則第1条の10第2項第1号の「十分な修練」の内容として、「手術において行う麻酔に関する業務に週30時間以上従事している」ことを定めているところ、新たに「麻酔の実施を担当する医師として、修練を行う日当たり1例以上、手術において行う麻酔を経験すること。ただし、医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会において、十分な修練をしていると認められた場合は、その限りではない。」を加える。

3. 根拠法令

- ・法第6条の5、第6条の6
- ・則第1条の10
- ・医道審議会令（平成12年政令第285号）第1条、第6条

4. 改正予定日等

改正予定日：令和2年4月（予定）

適用期日：改正予定日と同日